

工事請負契約書に添付する「契約事項」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>【通常の契約】 (関連工事の調整)</p> <p>第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p>2 <u>発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(工程表等)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、工程表及び請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注</p>	<p>【通常の契約】 (関連工事の調整)</p> <p>第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(工程表等)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、工程表及び請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注</p>

<p>者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>四 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（工期の変更方法等）</p> <p>第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し、十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、又は当該協議に関して受注者が第 57 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと、又は第 58 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>（請負代金額の変更方法等）</p> <p>第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し、十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、又は当該協議に関して受注者が第 57 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと、又は第 58 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>4 この契約事項の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</p>	<p>者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>四 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（工期の変更方法等）</p> <p>第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（請負代金額の変更方法等）</p> <p>第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>3 この契約事項の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</p>
--	---

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2～8 略

9 発注者は、第 3 項又は第 7 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し、十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、又は当該協議に関して受注者が第 57 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと、又は第 58 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前払金)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前払法第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条に規定する経費（以下「前払金対象経費」という。）について、請負代金額に 10 分の 4 を乗じて得た額の範囲内の額を前払金として発注者に請求することができる。ただし、本項の前払金を請求できるのは請負代金額が 100 万円以上の工事に限る者とする。

2～11 略

12 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、年 3.0% の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(前払金の使用等)

第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前条第 1 項の前

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2～8 略

(新設)

(前払金)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前払法第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条に規定する経費（以下「前払金対象経費」という。）について、請負代金額に 10 分の 4 を乗じて得た額の範囲内の額を前払金として発注者に請求することができる。ただし、本項の前払金を請求できるのは請負代金額が 100 万円以上の工事に限る者とする。

2～11 略

12 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、年 2.5% の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(前払金の使用等)

第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(解除に伴う措置)

第51条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条、第45条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0%の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第48条又は第49条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4~7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条、第45条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第48条又は第49条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 略

(解除に伴う措置)

第51条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条、第45条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5%の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条又は第49条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4~7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条、第45条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第48条又は第49条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 略

(発注者の損害賠償請求等)

第 52 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一～四 略

2～4 略

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.0%の割合で計算した額とする。

6 略

(受注者の損害賠償請求等)

第 53 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一～二 略

2 第 33 条第 2 項 (第 39 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(補則)

(削除)

第 60 条 この契約事項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 52 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一～四 略

2～4 略

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した額とする。

6 略

(受注者の損害賠償請求等)

第 53 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一～二 略

2 第 33 条第 2 項 (第 39 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(補則)

第 60 条 平成 28 年 4 月 1 日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第 35 条第 1 項の前払金については、第 36 条の規定にかかわらず、第 35 条第 1 項の前払金の 100 分の 25 を超える額を除き、この工場の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第 61 条 この契約事項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第3条関係 1～3 略 4 <u>「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。</u></p> <p>第4条関係 1～7 略 8 第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置は、受注者が電磁的記録により発行された保険証券をインターネットを通じて閲覧するために用いる<u>閲覧用URL又は保険契約番号及びパスワード</u>を発注者に提供し、発注者がこれを閲覧できることをいう。</p> <p>第24条関係 1～3 略 4 第<u>4</u>項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を及ぼした場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第2項及び第41条第2項の規定に基づくものをいう。</p>	<p>第3条関係 1～3 略</p> <p>第4条関係 1～7 略 8 第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置は、受注者が電磁的記録により発行された保険証券をインターネットを通じて閲覧するために用いる保険契約番号及びパスワードを発注者に提供し、発注者がこれを閲覧できることをいう。</p> <p>第24条関係 1～3 略 4 第<u>3</u>項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を及ぼした場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第2項及び第41条第2項の規定に基づくものをいう。</p>

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。